

国民健康保険 出産育児一時金

葬祭費を支給

〈出産育児一時金〉

国民健康保険被保険者が出産した場合に支給します。

対妊娠85日以上の出産が対象です（死産、流産の場合でも支給）

※1年以上社会保険の本人であった方が、国民健康保険の資格取得から6か月以内に出産した場合は、以前加入していた社会保険から支給される場合があります

■支給額45万円

※出産育児一時金直接支払制度をご利用の場合は、その差額が振込額となります

■申請書類等印鑑、国民健康保険証、母子健康手帳

（死産、流産の場合は医師の証明書）、通帳など振込先がわかるもの（ゆうちょ銀行の場合は通帳が必要ですが）、直接支払を利用する（または利用しない）こと

に関する医療機関との合意文書、医療機関が発行した出産費用の領収書等

【出産育児一時金 直接支払制度】

市が42万円を上限として、出産育児一時金を病院や助産所に直接支払うことで、被保険者が、出産時に医療機関に支払う際の負担を軽減することを目的とし

た制度です。

ご希望の方は、出産する予定の病院や助産所で手続きが必要ですが、詳しくは、直接、病院や助産所にお問い合わせください。

【出産育児一時金貸付制度】

出産予定日の1か月前から申請を受け付けます。詳しくは、お問い合わせください。

〈葬祭費〉

国民健康保険被保険者が亡くなられた場合、葬祭を行った方に支給します。（葬祭日から2年以内に申請してください）

※社会保険の本人であった方が、国民健康保険の資格取得から3か月以内に死亡した場合は、以前加入していた社会保険から支給される場合があります

■支給額5万円

■申請書類等印鑑、国民健康保険証、申請者が葬祭等を行ったことを証する領収書等、通帳など振込先がわかるもの（ゆうちょ銀行の場合は通帳が必要ですが）

◇共通◇

国民健康保険年金課国民健康保険係（市役所第二庁舎2階 ☎ 042-387-9833）

東小金井事業創造センター (KOTO) の入居者募集

募集施設 シェアブース1室 (約2平方メートル) 11月1万8千円

■利用期間原則3年

■応募要項 配布場所 同センター1、経済課（市役所第二庁舎4階）、同センターホームページ (<http://ko-to.info/>)

■申5月13日（必着）までに、郵送または直接、申請書等を同センター（〒184-0002 梶野町1-2-36 ☎ 042-31-2040）へ



シェアブース

◆◆各種審議会等の開催日程◆◆

※保育あり（要事前申込）

名称	とき	ところ	内容	問合先
保育計画策定委員会（※）	4月19日（金） 19：00～	市役所第二庁舎 8階801会議室	保育計画の策定について	保育課保育係 ☎042-387-9846
土地開発公社評議員会	4月22日（月） 14：00～	市役所本庁舎3階第一会議室	平成30年度事業報告および財務諸表について	土地開発公社事務局 ☎042-387-9851
3市ごみ減量推進市民会議（日野市・国分寺市・小金井市）	4月23日（火） 10：00～	日野市東部会館2階視聴覚室（日野市石田1-11-1）	3市の可燃ごみ共同処理に伴う減量施策等の検討について◆傍聴希望者が多数の場合は抽選	ごみ対策課清掃係、減量推進係 ☎042-387-9835
はげの森美術館運営協議会	4月24日（水） 18：30～	はげの森美術館2階多目的室	はげの森美術館の運営について	コミュニティ文化課文化推進係 ☎042-387-9923
廃棄物減量等推進審議会	5月10日（金） 18：00～	市役所第二庁舎8階801会議室	一般廃棄物処理基本計画の策定について ほか	ごみ対策課減量推進係 ☎042-387-9835
児童発達支援センター運営協議会（※）	5月14日（火） 10：00～	前原暫定集会施設2階B会議室	児童発達支援センター「きらり」の業務内容等について	自立生活支援課障害福祉係 ☎042-387-9848

国民健康保険・後期高齢者医療保険 人間ドック等の費用を一部補助

30歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者の方および後期高齢者医療保険被保険者の方の人間ドック等の受診費用を、一部補助しています。

■補助金額▽人間ドック

（日帰りのみ）1万6千円▽脳ドック12万円▽簡易脳ドック1万円

■利用方法

下表の検査機関に予約後、受診日の3日前までに国民健康保険証または後期高齢者医療被保険者

証、印鑑を持参し、申請してください※予約時に、小金井市で国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入していることを申し出て、受診費用の確認をしてください

他▽同一年度内に、人間ドックの補助と市が実施する健康診査（特定健康診査または後期高齢者医療健康診査）の両方を受けることはできません▽人間ドックの健診結果は、市が実施する健康診査の結果として使用します▽国民健康保険税の滞納者は利用制限があります

■国民健康保険 042-387-9833、高齢

者医療係（同2階 ☎ 042-387-9834）

病院名	区分	電話番号
公立昭和病院 (小平市花小金井8-1-1)	人間ドック、脳ドック	042-461-0052
桜町病院 (桜町1-2-20)	人間ドック	042-383-4111
武蔵野赤十字病院 (武蔵野市境南町1-26-1)	人間ドック、脳ドック、簡易脳ドック	0422-32-3111
小金井太陽病院 (本町1-9-17)	人間ドック	042-383-5511
武蔵小金井クリニック (本町5-19-33)	人間ドック	042-384-0080
小金井つるかめクリニック (本町6-14-28アクウェルモール3階)	人間ドック	042-386-3757
東小金井さくらクリニック (東町4-37-26)	人間ドック	042-382-3888

消費者「コーナー」
消費生活相談室
☎042-384-4999
消費者ホットライン
☎1888

クーリング・オフ制度

クーリング・オフ制度は、訪問販売など一定の取引について、消費者が契約した後に冷静に考え直す時間を与え、一定の期間内であれば一方的に無条件で契約を解除できる制度です。クーリング・オフできる取引は法律で定められているもののほか、約款などに定めがある場合に限られます。

事例

「近所で屋根の補修工事をしていて、お宅の屋根も無料で点検してあげます」と業者が申し出てきた。点検してもらったら「かわらが傾いている、このままにしておくと雨漏りになり崩れる危険がある」と言われたので工事を頼んだ。しかし突然訪問してきた業者と高額な契約をしたことが心配になった。解約できるか。

アドバイス

「無料で点検してあげる」と訪問してきた、点検後に「このままほうっておくと危険です」と事実とは異なることを告げ不安をおおりの工事契約や商品サービスの契約を迫る商法を「点検商法」といいます。これは訪問販売の一つで、契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフができます。このような被害に遭わないためには、無料点検は

あくまでも点検後のセールスを目的にしているため、必要がなければきっぱりと断ることが必要です。「今日中に契約したらサービスする」など契約をせかされる場合は要注意です。一人で判断しないで家族等に相談しましょう。

クーリング・オフの効果

▽クーリング・オフの書面を発信した時点で効果が生じます▽損害賠償や違約金は請求されません▽支払った代金は全額返金されます▽商品引き取り費用は事業者が負担します▽商品を使用していた場合でも対価を請求されません。消耗品で除外されているものもあります※通信販売にはクーリング・オフは適用されません

クーリング・オフの手続き方法

▽クーリング・オフ通知はクーリング・オフ期間内に必ず書面で販売会社へ通知します▽はがき等に書いてあて名も含めてコピーを取ります。コピーは大切に保管しましょう▽郵便局に持参し「特定記録郵便」または「簡易書留」などの記録の残る方法で送りましょう▽クレジットカード会社へも同時に通知します

クーリング・オフができる期間は取引によって異なります。判断や対応に困ったら消費生活相談室や消費者ホットラインにご相談ください。

